

行政常任委員会

令和元年11月5日（火）

午前10時01分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

休会中、何かとお忙しい中、行政常任委員会ということで御出席していただきましてありがとうございます。

きょうの議題につきましては、国保財政等を踏まえた尾鷲市国民健康保険税率等の改正についてでございます。この件につきましては、去る10月21日に国保運営協議会から市長に答申をされておるところでございますので、きょう、その説明をしていただきます。

○宇利市民サービス課長 おはようございます。よろしくお願いたします。

今、委員長のほうからお話がありましたとおり、本年10月21日に尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会より、国保財政状況等を踏まえた尾鷲市国民健康保険税率等の改正についての答申を受けたことは先日通知させていただいたとおりですが、本日は、現状での国保税率の改正案をお示しさせていただきたいと思っております。

なお、これは現時点での改正案で、最終の案としては12月議会でお示しさせていただく予定としております。

詳細につきましては税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしくお願いたします。

それでは、国民健康保険税率の見直し（案）について御説明いたします。

資料の1ページのほうをごらんください。

これは、国民健康保険税の現在の税率と見直し案の税率、そして、その差額をあらわした比較表であります。

一番上の表をごらんください。

これは本市の国保税、令和元年度の税率表であります。

ここで、国保税について少し補足説明させていただきます。

表のとおり、国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分で構成され、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の税率を積算し、全て合算され課税されます。

表の下の囲み部分もあわせてごらんください。

まず、三つの区分のうち、医療分といいますのは、医療費に関係する分、後期高齢者支援金分といいますのは、後期高齢者医療保険のほうへ拠出するために必要な分、介護分というのは、介護保険のほうへ拠出するために必要な部分であります。

なお、この三つの区分のうち、介護分だけは年齢40歳以上65歳未満の方が課税対象となります。それ以外の年齢の方は対象とならず、この区分については積算いたしませんので、その点は御留意ください。

次に、工事の課税方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の四つの税率で積算をするところから、4方式と呼ばれております。所得割といいますのは、加入者の合算所得に税率を掛けて計算をします。資産割といいますのは、加入者の固定資産税の税額に税率を掛けて計算します。この三つの部分は、能力に応じて負担をするところから応能割といいます。

次に、均等割といいますのは、加入者数に応じて計算されます。ですから、国保加入世帯が2名の場合は、これに2を掛けます。1人世帯であれば、この金額となります。

平等割といいますのは、1世帯当たりの額でこの金額そのままです。これら二つの区分は、被保険者一律でありますので、応益割といいます。

2段目の表をごらんください。

これは、今回見直そうとする見直し案の税率表であります。

資料の2ページのほうをごらんください。

今回の見直し案の算定の考え方を取りまとめたものであります。今回の見直しにつきましても、直近令和元年度の課税状況を基本に、過去からの経年変化などを参考に、令和2年度から令和4年度の国民健康保険税の所要額、記載のとおり医療分、後期分、介護分それぞれの区分ごとの所要額を確保するため、税率を検討いたしました。

改定方式の基本的な方針であります。応能割、応益割を1対1となるようにいたしました。これは従前からある地方税法の基準に従ったものであります。応能割、応益割の調整を行うことも検討、試算もいたしました。記載のとおり、一部の方の負担の割合が著しく大きくなりますので、従前からの地方税法の基準どおり1対1方式を採用いたしました。

また、資産割については、据え置きといたしました。資産割は県内でも課税していない市町も多くあり、また今後、年度等については全く決まっておりますが、

県一元化の流れの中で、将来的には税率の統一、県内であれば同一世帯数、同一所得等、同じ条件であれば同じ金額に、県内統一する方向性はあるというところから、もしそうなった場合、3方式課税、資産割は課税しないということとなる見込みが濃厚であるため、据え置きといたしました。

県内市町では、先駆けて4方式から3方式に変更している市町もありますが、本市におきましては、合算所得が県内でも比較的低い方の割合が多く、従前から資産割で相当程度の国保税を負担していただいているところから、仮に資産割をとりやめ、3方式に変更した場合、納税者個々の税額が激変いたしますので、今回は据え置きが妥当であるとの結論となりました。

なお、この税率見直し（案）につきましては、副市長を委員長とする市関係部署で組織している尾鷲市国保事業健全化委員会に数パターンの試算を示し、議論した結果、この税率の算出方法が最適であると結論されたものでありますので、申し添えます。

次に、その他の欄をごらんください。

医療分賦課限度額を58万円から61万円に引き上げる改正であります。この賦課限度額の改正については、上位法、平成31年度施行の地方税改正に伴う改正であります。本市では、賦課限度額の増額につきましては、納税者の負担増となる内容であるところから、地方税法の施行に合わせますと周知期間が十分とれないということから、従前から1年後に改正施行する取り扱いをしております。そのため、今回の賦課限度額の改正も1年後、令和2年度からとする内容であります。

資料の1ページにお戻りください。

三つ目の3段目の表をごらんください。

現行の税率と見直し（案）の率との差額をあらわしております。

ごらんのとおり、医療分で所得割0.77%、均等割1,600円、平等割1,600円の増額、後期高齢者支援金分については、所得割0.23%、均等割1,300円、平等割1,300円の増額、介護分については、所得分0.65%、均等割3,800円、平等割3,000円の増額が必要という結果となりました。

なお、実際の具体的な国保税の金額については、それぞれの世帯ごとにこの表の税率を掛けて計算されますので、合算所得や世帯員数、世帯員の年齢など個々の条件により異なって金額がばらばらとなり、単純化した説明ができませんので、平均額での補足説明をいたします。

3ページのほうをごらんください。

これは1人当たりの課税額の比較表であります。単純に税収を加入者数等で割った平均値、1人当たり、1世帯当たりどのぐらいの負担をしていただいているかの目安の金額、平均額であります。

現行、令和元年度の1人当たりの平均が7万5,728円で、変更した場合、1人当たり8万5,095円となります。1世帯当たりの課税額では11万3,092円が12万4,358円ということとなります。結果として、1人当たりで増加額が年に9,366円、増加率は12.37%、1世帯当たりの増加額は年に1万1,266円、増加率は9.96%となります。

繰り返しになりますが、この金額はあくまでも平均の額で、実際の課税額は個々の加入世帯の状況により異なりますので、個々の具体的な増加額とは異なってきますので、御留意のほうをお願いします。

次に、実際の具体的な影響額について、モデルケースを何パターンかお示しをいたします。

資料の4ページをごらんください。

こちらは令和元年8月末の本市の国保加入者の世帯の内訳表であります。少し細かいのですが、表の左側の縦軸をごらんください。これが世帯の合算所得の区分、これを表の横軸、上段をごらんください。表の横軸に国保の世帯員数、1人世帯から5人以上世帯まで区分し、さらに介護分負担の対象者数でさらに細分化をした表であります。介護負担の対象者数とは、介護分の課税対象となる年齢40歳以上65歳未満の世帯員の人数であります。

表の右側のほうをごらんください。

ごらんとおり、本市におきましては、合算所得300万円未満の方の世帯の割合の階層が非常に高く、全体の3,296世帯のうち3,086世帯、9割以上がこの階層に含まれております。比較的多い階層に番号を振っております。

①をごらんください。①が合算所得33万未満の1人世帯で、その方が介護課税対象者でない場合が853世帯であります。

②が同じく合算所得33万円未満の1人世帯で、その方が介護対象者の場合で、394世帯あります。

以下、⑩まで階層に番号を振り、それぞれの階層の中でモデルケースを一つずつ設定した計算例を作成いたしました。

次の5ページをごらんください。

ケース1をごらんください。これは先ほどの①の条件に当てはまる一つのモデル

ケースを設定して、税額計算をしたものであります。世帯構成が1人、年齢が70歳、収入状況が年金収入、年間150万円の場合、税額が年額で1万6,800円が1万8,400円に、1,600円の負担増となります。伸び率は9.52%であります。

次に、ケース2をごらんください。世帯構成が1人、年齢が64歳、収入状況が年金収入が85万円の場合でありますと、税額が年額2万500円が2万4,100円に、3,600円の負担増となります。伸び率は17.56%であります。

以下、ケース10まで階層ごとのモデルケースをお示ししており、内容はごらんのとおりの内容であります。

また、繰り返しになりますが、それぞれの階層の中での一つのモデルケースであり、その階層全ての方がこのモデルケースの金額となるものでありませんので、御留意ください。

また、モデルケースには比較をしやすいするため、今回据え置きとした試算割は加味をしておりませんので、その点も御留意のほうをお願いします。

ごらんのとおり、先ほどお示しをした1世帯当たりの増加率9.96%より高い伸び率となっているモデルケースが多くなっております。これは、国保税が課税の上限額が定められており、高額の所得の方であっても、限度額以上は課税されていないということになっておることから、そういう世帯については、税額改正による増率を行っても課税額が変わらないということになります。それ以外の世帯の方の増加率が平均の伸び率よりも大きくなってまいりますので、御理解のほうをお願いします。

税率の見直し（案）については以上であります。次に、県内他市町の状況等について若干補足を申し上げます。

資料の9ページをごらんください。

こちらは令和元年度の三重県の市町別の国保税（料）の税率一覧であります。近隣の紀北町、熊野市のみ参考に網かけをいたしました。

ごらんのとおり、課税方式も資産割を課税していない3方式のところや、本市のような4方式のところもあり、国保税はさらに、先ほど申し上げたとおり、医療分、後期高齢分、介護分という区分もありますので、国保税の税率体系は、ごらんのとおり非常に複雑であります。

合計の欄で紀北町、熊野市と見比べてください。この3市町は比較的似通っておりますが、異なる部分も多く、この税率表では単純比較が難しいところあります。

次の10ページをごらんください。

こちらは平成30年度の県内市町の1人当たりの平均金額の比較（料）であります。令和元年度の調査結果についてはまだまとまっておりませんので、30年度分の表でございます。

平成30年度は、尾鷲市の金額は7万5,978円で、県内26位であります。また、繰り返しになりますが、これは平均金額でありまして、単純に課税額を加入保険者数で割った平均、1人当たりどの程度国保税（料）を負担していただいているかの目安の平均金額であり、より公平的な観点からの目安、同一条件、同じような所得、世帯構成による比較ではありませんので、その点は御留意をお願いします。

また、先ほどから説明で見直し（案）前の平均額7万5,728円は、令和元年度の平均額であります。この表の数値は30年度のコネ額でありますので、若干異なっております。紛らわしいところですが、その点は御注意をお願いします。

説明は以上であります。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

冒頭ちょっと報告がおくれました。南委員が所用のため欠席されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明がありましたので、これより質疑に入りたいと思います。

御質疑ある方、御発言願ひます。

○小川委員　1点だけちょっと、最後の10ページですかね、これの、26位で7万5,978円とあるんですけど、尾鷲市みたいに高齢化率の高いところだと、現役世帯のこれは平均なので、現役世代の負担というの、尾鷲市は重たいということはないんですよ。

○吉沢税務課長　ページ数、4ページのほうをもう一度ごらんいただきたいんですけど、小川委員のおっしゃるとおり、単純に税収を人数で割った数字、平均値でありますので、恐らく北西部とかそこら辺はうちのように300万以下、合算、現役世代がどこの金額に当てはまるかどうかはわからないんですけども、恐らく300万よりも高い収入、所得のある方が、割合が北西部が高いと、それで、平均で言いますので、現役世代がある程度高い方っていうんかどうかってわからないんですけど、高い金額になっている傾向はあると思います。おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○小川委員　今後、高齢化率、またどんどん上がってきたら、現役世代の負担と

いうのは高くなると思うんですけど、それで、健保から変わられた方も全部この国保の現役世代が担わなきゃならないというのは、今後どのように、どんどん現役世代が重くなると思うんですけど、その点は何か考えておられますでしょうか。

○吉沢税務課長 現役世代というのは、多分高齢者以外の方の割合ということで、その方たちが課税という意味ではちょっと複雑な計算方式なんですけど、ああいう決め方で、どこの市町もやらなきゃいけないということでやっています。

でありますので、3割軽減とか5割軽減とか7割軽減というのも、これも法律で決まっておる部分でありますので、そこらは運営という話になっていくと思うんですけど、今回、実際所得の応能割、応益割という割合を1対1にするという国の基準が昔あったんです。能力もある方も、それから、均等に負担を薄く広くするという部分で二つあった中で、平成30年度に税制改正がありまして、その基準に従わんでもええよと、市町の裁量である程度やってもええよというようなことがあったんですけど、今回もちょっと消費税とか、上がる加減もあったりして、応能割をちょっとふやすとか、逆に、薄く広く応益割をふやすとか、いろんなパターンの試算をやったんです。

やった中で、どちらを、書かせていただいておりますとおりになんですけど、1対1以外にすると、低所得者の方の負担がかなり大きくなったりとか、逆に、所得の300万ちょっといっておる人の負担がふえたりとか、かなりその方たちの増加率が多くなってきましたもんで、今回は基準どおり1対1でやったということで、課税のほうで勘案できるとしたら、応能割、応益割の負担割合を変えるぐらいやと思うんですけど、今回については、それを変えると人によって激変してしまう形が多かったということで、従前からの国の基準、1対1でやるということでさせていただいたのが原因になっております。説明になっていないようなんですけど、こういうことで、申しわけないです。

○小川委員 それで、健保から国保に移る場合ありますよね、退職してから。その方たちの部分も国保のほうの現役世代が担わなきゃならないというのを、そのように理解したんですけど、国の法律を変えやなあかんと思うんですけど、国の決まっておるのかなと思うんですけど、健保組合からある程度負担してもらえるとすることは、それは考えられないことなんでしょうか。

○小川市民サービス課係長 社会保険に入られておった方で、退職されて国保へ入るというケースはたくさんあります。ほとんどそうやと思います。

前期高齢者交付金というのがありまして、65歳から74歳までの方を前期高齢

者というんですけれども、その方たちが国保に入っておる加入率というのが非常に高いので、全国の国保や健保協会、あと、組合保険等から前期高齢者納付金ということで社会保険の支払い基金というところに拠出します。その納付金を集めた中から、国民健康保険については、前期高齢者65歳から74歳までの加入者の割合が高いので、交付金ということで健保組合よりはたくさん交付金がもらえるような仕組みがあります。

そこで、ある程度は国のほうでもそこら辺は国保に対して配慮して交付金を多目に出してもらっているというところはあるんですけれども、直接的に健保協会から国保に対して幾らとかっていう補助金とか、そういう歳入というのは、今のところありません。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 最初に、上限93万ということで、それが頭打ちだということなんですけれども、これは国保税の関係からそういう税制上、言われているんでしょうけれども、ここら辺の改革というか改正というのはどのような感じなんですか。

○吉沢税務課長 賦課の上限額については、自分どものほうは国民健康保険税ということで、基本的に地方税法に準拠してやっています。

それで、賦課の上限額という考え方が従前から、医療分、後期高齢者分、介護分、それぞれ上限額があって、今おっしゃったような合計の上限額になるんですけど、これは国保税というものの考え方で、国民健康保険を運営するための言うたら参加費用みたいなところから、普通、通常税というのは上限額とかは余り考えられないんですけど、そういったこともあって、従前から上限額、これ以上かかっても、負担してもらおうのは気の毒だという意味なんかどうかはちょっとわからんですけど、あります。

それで、今回、1年おくれで賦課の上限額、医療分を上げたのも、国のほうの地方税法の改正があって、それに準拠するような形ですもんで、市町のほうで独自に撤廃とかそういった取り扱いとかの独自の取り扱いができないということで、御理解のほうをお願いします。

以上です。

○野田委員 地方税法等の関係で、上限額って頭打ちってというのはわかるんですけど、今後所得がたくさん、これ、とれている方は、やっぱりそれなりの応能分というんですか、ということも、ここでどうこう議論はできないでしょうけれども、やっぱり考えていく時期に来ているのかなって僕は思うんですけれども、それ

で、もう一度、P 4 ページのところの 1,500 万の営業所得で頭打ちというふうな数字になっているんですけども、尾鷲でこの 93 万上限に範疇に入る方って何人ぐらいいるんですか、これ、P 4 ページで見ると。

○吉沢税務課長　この加入世帯の分布表で世帯の数によって変わったりする部分がありますので、変わらへんのですけど、大まかに言いますと 3 区分あります、上限額が。それで、医療分で上限を超えておる世帯が、この表でいくと 27 世帯、それから、後期高齢者支援金分で上限を超えておる世帯が 34 世帯、介護分で上限を超えておる世帯が 20 世帯、ただ、この世帯数については、重複している部分もありゃ、重複していない部分とあるということで、この表で大体の話はさせていただくと、年間収入 750 万から 800 万より超えてくると、賦課の上限額にひっかかって、これ以上かからないアップーの方になるという理解で、ざくっとした話ですけど、お願いします。

以上です。

○野田委員　それと、8 ページ、ケース 9、ケース 10 のあたりと、ケース 6、ページ 6 のところの、要は子育て世帯働きに重点を置いているというか、子供の教育とか、そういうところにいる世帯というんか、8 ページのところなんですけれども、非常に僕はこういう負担というのが多いのかなと。これだったら子供の教育もなかなか難しいんじゃないかというふうな感じがしまして、普通は社保に入っているんでしょうけれども、そういう面からすると、上限アップーが 93 万とかという分はありますけれども、地域においては、非常にこれ、やっていけん人も出てくるかなというふうに考えてしまうんですけども、これは個人的な見解で悪いんですが、その点どうですか。

○吉沢税務課長　ページの 1 ページをまた見ていただきたいんですけど、基本的な税率の考え方については、どの市町もあれなんですけど、この 3 区分で考えて、あえて違いと言え、資産割を賦課している、賦課していないとかという形で決まってくる。

それで、税率の考え方にしても、医療分で幾ら、後期高齢者分で幾ら、介護分で幾らっていう所要額をもとに逆算して考えていくような形ですもんで、野田委員さんおっしゃっておる子育てのちよっといろいろっていう趣旨は理解できるんでありますけれども、そういったことが反面、全然控除とか何もない、参加費用的な国保税という性格上、その世帯の云々はともかく、子供がようけおるもんで勘案するかじゃなしに、子供がようけおったら国保に加入しているこの均等割というのの掛

け算のところへ入ってきますもんで、当然国保を使うておるといことで負担が大きくなってきてしまうというようなことでもありますので、考え方は十分あれなんですけど、そういったことで御理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○野田委員 2ページの資産割は据え置くというところなんですけれども、3方式と4方式があるっていことで、都市部というか北西のほうは3方式をとっているところが多いんですが、今後これについては3方式課税になる見込みということなんですけれども、県の方針というか、全体の流れはそのような方針ということなんですけど、ここら辺は、尾鷲市の国保税としては、どのような形をとっていくのがいいのかという部分はどうなんですかね。

○吉沢税務課長 資産割については、おっしゃるとおり、北西部のほうは従前から賦課しない方式が多いです。

でありますので、一元化とかという方法で、これ、年度も何も申し上げたとおり決まっていななんですけど、最終的にはそうやってやるって目標はまだ持っているようなところで、そうなった場合、恐らく資産税割をとっていないところを資産税割をとるとい取り扱いは非常に課税技術上、難しいところもあって、それで、固定資産税の税額自体も、尾鷲みたいのところと違って都市部においては固定資産、大変かかっておる、金額も違うという部分はありますので、統一化したら3方式に恐らくなるんやないかという、これも見込みです。見込みでそれが濃厚でいことで、それについても先ほど申し上げたんだけど、副市長を委員長とする国保事業委員会のほうで、いろんな考え方を寄って、こういう考え方でどうですかといういことで試算、数字とかも見せて、今回はこういう考え方が最適じゃないかといういことで議論はしております。

以上です。

○野田委員 上限の93万というのはちょっとアッパーというか、その部分がちょっと気になるところで、もっと地域においてもなだらかな上限というか、そういうもののシミュレーションなりを組むことも必要、これは地方税法上、仕方ないといえれば仕方ないんかもわかりませんが、考える必要があるかと思ひます。

以上です。その点、いかがですか。

○吉沢税務課長 詰まるところ、先ほど4ページで示したとおりの分布表で、本市におきましては、世帯員全員の合算所得、収入じゃありませんので、300万未満の方の割合が93%ですかね、非常に高くて、はっきり申し上げて、そんなに高

額な所得層ではありません。それで、それを超える方については、逆に言うたら7%しかないということになります。

上限額については、できることは賦課上限額を定められておるんやけど、その市町のほうで運営が余裕があったら上限額まで上げんというやり方はできるんですけど、そこを税法上、一番負担してもらうように本市のような場合は上げないと、この300万以下の本当に少ない人の部分に影響を与えるというか、税率を計算するときその方たちの負担がふえてくるということで、それで、上限額を独自に、繰り返しになるんですけど、市町が勝手に上げるとか撤廃とかということではできませんので、御理解のほうお願いします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○仲委員 せっかくの機会ですので参考に質問したいと思うんですけど、別途参考資料も詳しい資料をつくっていただいた中で、2ページのところに将来的には税率の県内統一をする方向性があると、これはいつになるかわからんですけど、一方では、10ページの、あくまでこれ、国保税1人当たりの額で7万5,978、26位と、それで、前ページで見るというと、うちは資産割があるんですけど、所得割と比較するとそんなに高いほうでも、中ぐらいだと思うんですけど、仮に県内で税率の統一がされたときに、尾鷲市の今保険料、国保（料）が統一の時点では高くなるのか、低くなるか、そこら想定はできてないですか。

○宇利市民サービス課長 同じような所得で、同じような世帯員ということであれば、低くなる可能性が高いというふうには考えております。

○仲委員 ありがとう、結構です。

○三鬼（和）委員 先ほど野田委員からも質問があったけど、今回、将来的に資産割の賦課がしないことになる見込みがあるという中で、今回それも含めた改正という考え方はなかったんですか。

○吉沢税務課長 県内でも鈴鹿市が4方式から3方式に改めました。それで、自分らのほうも将来的には濃厚だとは言っても、年度が決まっていないという状況とかも勘案して、実際資産割を撤廃して試算も回しました。すると、応能応益を1対1にすると、所得割、加入所得に応じる割合を物すごく上げないかんということになりますと、本市のように中堅層って言い方が語弊あるんかどうかわからんですけど、300万を超えて上限まで行っておる方の割合がかなり少ないところがありますので、300万以下の弱いところというんですかね、低い方の税率が極端に上がってしまうというような試算結果が出ました。

でありますので、本来は取りやめて、そういう振り方も一案として例示はさせてもらったんですけど、ちょっと難しいかなということで、ただ、そういった方向性があるもので、今度は撤廃したんやけれども、今でも10%ぐらいは資産割で税収、いただいておるんです。それで、それを取っ払うと、またそこら辺になってきますもので、ちょっと考え方とすれば、今回いろんな検討をした中で難しいという結論となったということで、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○三鬼（和）委員　　何で伺ったかということ、もし先ほども300万以下が多いということで、例えば定住移住でも高齢者が来るといってその分負担せんなんということになると、その方たち、安いわけじゃないですか、所得のあれで。

そういったことをするというと、ますます若い世代というのか、社保へ入っておれば別ですけど、自営業とかそういった形にする中では、若い人たちが、今回もそういった中では割り増しになるということで計算はしたということやけど、しなかったということなんですけど、どうなんですかね。県が一本化になると言っても、この問題はますます解消できやんのじゃないかなと思うんですけど、どうですか、将来的な見込みをするとき。

○吉沢税務課長　　県の方針も、最初は結構、僕も数年前からこの話は入っておるんですけど、統一化する方向性はかなり言うておったんです。このごろ物すごくトーンダウンして、いつとは言えんと、それで、市町でそれぞれ税率（料）は考えてくれという話の中で、例えば仮に、仮の話ですよ。仮に10年度とか、具体的に何年度統一するとかという話が決まったら、ある程度こういうぐらいの標準的な税率、県内統一するという方向性は恐らく県のほうからお示ししていただけたと思いますので、今回は令和4年度までの財政運営を考えて税収を賄わないかんということで検討したということで、具体的な話が決まっていなくてということで、そこまで至らなかったということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

○奥田委員　　1点だけお聞きしたいんですけども、10月から消費税が上がりまして、これ、4月からやるんですよね、来年。そういう中で、国保運営協議会でしたっけ、中でどのような意見が出ていました。

○宇利市民サービス課長　　国保運営協議会の中では、やはりどうしても意見というか、大変厳しいなという話でした。直接的な意見というところでは、一般会計からの法定外の繰り出しを出すことは不可能なのかというような意見がありました。

法定外の繰り出しについては、当初から想定をしておりませんでした。なぜかといいますと、そもそもの現在、国、県の考え方としては、財源不足による法定外繰

り出しについては、そこを法定外繰り出しをなくすような方向性での計画を立てる必要があるというところです。

もし仮に法定外繰り出しをして、1年それで予算を組んだとしても、次の年にはそれを是正を求められると、つまり是正をするために法定外繰り出しをしないということになると、やはりどちらにしても税の改正が必要になってくるというところがありますので、現状相当厳しい話が出ておりますので、法定外繰り出しをするという選択をいたしませんでした。

当然一般会計側にも相当今財政的に財源が不足しているというところも加味しながら、法定外繰り出しをしないという話をさせていただいております。

○奥田委員　その辺が、財政がもうちょっとよければ、そういう法定外の繰り出しというの也被えられるのかなという気はするけど、今なかなか難しいですからね。ですから、そういう意味では、4月からですよ、これね。ですので、以前申し上げましたけど、周知のほうだけは、市民の方々、納得していただけるような、それだけはお願ひしておきますね。

○宇利市民サービス課長　周知については、御納得までいくかどうかはわかりませんが、極力御理解いただけるような形で周知をしていきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので……。

○三鬼（和）委員　今、周知の話が出たんですけど、きょうは説明を受けても、これの認めじゃないわけやもんで、これっていうのは12月議会でも改定案は出てくるわけですか。

○宇利市民サービス課長　条例改正案といたしましては、12月定例会、第4回定例会に上程をしたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、これで行政常任委員会を閉じます。どうも御苦労さんでした。

（午前10時43分　閉会）